

新旧対照表

○中津市地域防災計画 第3編 地震津波対策編

修正後	修正前
<p>第1章 災害予防 第1節 略</p>	<p>第1章 災害予防 第1節 略</p>
<p>第2節 災害に強いまちづくり 第1 被害の未然防止 (略) 1 略 2 土砂災害防止事業(排水対策課、林業水産課、建設政策課、建設土木課) 本市は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害が発生しやすい特質があり、地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念される。 全国的に比べて、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域等ともその総数は多く、中でも本市域は溪谷における危険地区が多く存在する。土砂災害警戒区域等や砂防指定地等を中心に施設整備が進められているが、引き続き整備を進め、地震に伴う災害防止に努める。さらに、土砂災害危険箇所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。 <u>また、宅地造成については、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、県と連携し、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。</u></p>	<p>第2節 災害に強いまちづくり 第1 被害の未然防止 (略) 1 略 2 土砂災害防止事業(排水対策課、林業水産課、建設政策課、建設土木課) 本市は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害が発生しやすい特質があり、地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念される。 全国的に比べて、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域等ともその総数は多く、中でも本市域は溪谷における危険地区が多く存在する。土砂災害警戒区域等や砂防指定地等を中心に施設整備が進められているが、引き続き整備を進め、地震に伴う災害防止に努める。さらに、土砂災害危険箇所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。</p>
<p>第2～6 略 第7 特殊災害の予防 (略) 最近の産業経済の発展に伴い危険物(消防法(昭和23年法律第186号))</p>	<p>第2～6 略 第7 特殊災害の予防 (略) <u>(1)</u>最近の産業経済の発展に伴い危険物(消防法(昭和23年法律第186号))</p>

修正後	修正前
<p>別表に掲げるものをいう。以下同じ。)の使用量は急速に増加しているが、これらの危険物を取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「製造所等」という。)の施設数は減少している。しかし、施設の老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期す必要がある。</p>	<p>別表に掲げるものをいう。以下同じ。)の使用量は急速に増加しているが、これらの危険物を取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「製造所等」という。)の施設数は減少している。しかし、施設の老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期す必要がある。</p>
<p><u>(1) 製造所等の維持管理の指導</u></p>	<p><u>(2) 製造所等の維持管理の指導</u></p>
<p>製造所等について、随時に立入検査を行い、製造所等における災害の防止について、<u>次の事項の</u>指導を行うものとする。</p>	<p>製造所等について、随時に立入検査を行い、製造所等における災害の防止について<u>積極的な</u>指導を行うものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>(2) 危険物の運搬指導</u></p>	<p><u>(3) 危険物の運搬指導</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>(3) 危険物の保安全管理指導</u></p>	<p><u>(4) 危険物の保安全管理指導</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>(4) 危険物製造所等の未改修施設に対する改修指導</u></p>	<p><u>(5) 危険物製造所等の未改修施設に対する改修指導</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>ア～ウ 略</p>	<p>ア～ウ 略</p>
<p>エ <u>改修しない事業所等</u>に対しては、業務停止命令等の行政処分</p>	<p>エ <u>誠意のない者</u>に対しては、業務停止命令等の行政処分</p>
<p>2～3 略</p>	<p>2～3 略</p>
<p>第8～10 略</p>	<p>第8～10 略</p>
<p>第3節 災害に強い人づくり</p>	<p>第3節 災害に強い人づくり</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第1 自主防災組織</p>	<p>第1 自主防災組織</p>
<p>1 略</p>	<p>1 略</p>
<p>2 中津市の現状と課題</p>	<p>2 中津市の現状と課題</p>
<p>中津市における自主防災組織の数は、令和<u>5</u>年3月31日時点で280組織、組織率は99.74%であるが、防災訓練の実施率は<u>令和4年度実績で54.4%</u>となっている。今後は未組織の地域での組</p>	<p>中津市における自主防災組織の数は、令和<u>4</u>年3月31日時点で280組織、組織率は99.74%であるが、防災訓練の実施率は<u>コロナ禍の影響を受け令和3年度実績で21.4%</u>となっている。今後は未組織の地域での組</p>

修正後	修正前
<p>織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。</p> <p>3～7 略</p> <p>第2 防災士</p> <p>1 略</p> <p>2 中津市の現状と課題</p> <p>中津市における防災士の数は、令和5年3月31日時点で485名であり、その活動は自主防災組織主催の防災訓練の支援、防災士独自の防災訓練の実施、各地域における防災研修の開催等があり、年々その活動は活発になっていっている。</p> <p>しかし、自主防災組織における防災士配置率は、令和5年3月31日時点で75.4%と、防災士を配置出来ていない自主防災組織が多数あることが課題となっている。</p> <p>3～5 略</p> <p>第3 防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 防災訓練の実施</p> <p>市及び防災関係機関は、津波による被害を防止するため、自主防災組織等とともに津波に対する防災訓練を実施する。津波に対しては自主避難行動が重要であることから、特にその啓発に努めるものとする。</p> <p><u>(1) 市の防災訓練</u></p> <p><u>市は、防災関係機関及び自主防災組織等と連携した津波避難訓練を行い、防災意識の向上を図る。</u></p> <p>(2) 住民等の防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>(3) 教育施設での防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>要配慮者利用施設での防災訓練</u></p>	<p>織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。</p> <p>3～7 略</p> <p>第2 防災士</p> <p>1 略</p> <p>2 中津市の現状と課題</p> <p>中津市における防災士の数は、令和4年3月31日時点で463名であり、その活動は自主防災組織主催の防災訓練の支援、防災士独自の防災訓練の実施、各地域における防災研修の開催等があり、年々その活動は活発になっていっている。</p> <p>しかし、自主防災組織における防災士配置率は、令和4年3月31日時点で70.4%と、防災士を配置出来ていない自主防災組織が多数あることが課題となっている。</p> <p>3～5 略</p> <p>第3 防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 防災訓練の実施</p> <p>市及び防災関係機関は、津波による被害を防止するため、自主防災組織等とともに津波に対する防災訓練を実施する。津波に対しては自主避難行動が重要であることから、特にその啓発に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) 住民等の防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>(2) 教育施設での防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>要配慮者及び医療施設での安全確保</u></p>

修正後	修正前
<p><u>市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく、避難行動確保計画を作成した施設が行う防災訓練の実施状況を年度ごとに把握し、必要に応じて助言を行う。</u></p> <p><u>また、避難行動確保計画の作成義務がない施設においても、津波避難訓練に関する啓発を行う。</u></p> <p>(5) 船舶等の安全確保 (略)</p> <p>第4 防災教育 1～2 略 3 地域等における防災教育（防災危機管理課） (1) 基本方針 ア～イ 略 ウ <u>なかつジュニア防災リーダー</u>の養成を通じて、将来における中津市の安全と安心に寄与する人材の育成を行う。 エ 略 (2)～(3) 略 (4) 自主防災組織に対する防災教育 (略) また、次世代の防災リーダーを育成し、地域防災力の維持・向上を図るために、小中学生を対象とした<u>なかつジュニア防災リーダー</u>の養成を行う。 (5)～(8) 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 要配慮者の安全確保 (略)</p> <p>1 地域における要配慮者対策 (1)～(2) 略 (3) 要配慮者に配慮した福祉避難所の指定 避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の避</p>	<p><u>市は、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保のため、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て避難訓練を行う。</u></p> <p><u>医療施設等では、関係機関を含めた防災組織の組織化を図るとともに、入院患者等を含めた避難訓練を行うことが必要である。</u></p> <p>(4) 船舶等の安全確保 (略)</p> <p>第4 防災教育 1～2 略 3 地域等における防災教育（防災危機管理課） (1) 基本方針 ア～イ ウ <u>ジュニア防災士</u>の養成を通じて、将来における中津市の安全と安心に寄与する人材の育成を行う。 エ 略 (2)～(3) 略 (4) 自主防災組織に対する防災教育 (略) また、次世代の防災リーダーを育成し、地域防災力の維持・向上を図るために、小中学生を対象とした<u>ジュニア防災士</u>の養成を行う。 (5)～(8) 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 要配慮者の安全確保 (略)</p> <p>1 地域における要配慮者対策 (1)～(2) 略 (3) 要配慮者に配慮した福祉避難所の指定 避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の避</p>



修正後	修正前
<p>料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略)</p> <p>第1～2 略</p> <p>第3 津波からの避難に関する事前の対策 (略)</p> <p>1 略</p> <p>2 居住者等の避難対策（防災危機管理課、福祉政策課、子育て支援課、介護長寿課、林業水産課、<u>観光課</u>、<u>商業・ブランド推進課</u>、<u>企業立地・雇用対策課</u>）</p> <p>3～5 略 (略)</p> <p>第4 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 (略)</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（防災危機管理課、秘書広報課、<u>情報デジタル推進課</u>、福祉政策課、介護長寿課、子育て支援課、地域医療対策課、保険年金課、<u>観光課</u>、建設政策課、施設整備課、建築指導課、市民病院、教育委員会、消防本部）</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（防災危機管理課、秘書広報課、<u>情報デジタル推進課</u>、福祉政策課、介護長寿課、子育て支援課、地域医療対策課、<u>観光課</u>、<u>商業・ブランド推進課</u>、<u>企業立地・雇用対策課</u>、建設政策課、建設土木課、施設整備課、建築指導課、市民病院、教育委員会、消防本部、総務経営課）</p> <p>(略)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広域避難候補施設のリストアップ</p>	<p>等の生活物資を備蓄するよう努める。</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略)</p> <p>第1～2 略</p> <p>第3 津波からの避難に関する事前の対策 (略)</p> <p>1 略</p> <p>2 居住者等の避難対策（防災危機管理課、福祉政策課、子育て支援課、介護長寿課、林業水産課、<u>観光推進課</u>、<u>商工・雇用政策課</u>）</p> <p>3～5 略 (略)</p> <p>第4 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 (略)</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（防災危機管理課、秘書広報課、<u>情報推進課</u>、福祉政策課、介護長寿課、子育て支援課、地域医療対策課、保険年金課、<u>観光推進課</u>、建設政策課、施設整備課、建築指導課、市民病院、教育委員会、消防本部）</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（防災危機管理課、秘書広報課、<u>情報推進課</u>、福祉政策課、介護長寿課、子育て支援課、地域医療対策課、<u>観光推進課</u>、<u>商工・雇用政策課</u>、建設政策課、建設土木課、施設整備課、建築指導課、市民病院、教育委員会、消防本部、総務経営課）</p> <p>(略)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広域避難候補施設のリストアップ</p>

修正後	修正前
<p>(略)</p> <p>さらに、介護保険施設、<u>障がい者</u>支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 市における生活用品の備蓄 大規模災害に対応できるよう、<u>避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、</u>備蓄場の分散化を図る。また、<u>県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点<u>や要配慮者への提供</u>等に配慮する。</p> <p>(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発 災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間、<u>最低でも3日分、可能な限り7日分の</u>食料、水、生活必需品について各々において備蓄に努めるよう啓発を行う。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置 災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ住宅関係団体と協定の締結を図る。応急仮設住宅建設予定場所は、<u>ディーアクト (D-ACT) スポーツパーク永添</u> (人工芝グラウンド：約10,000㎡) 等、状況に応じて選択するものとする。</p> <p>(6)～(7) 略</p> <p>(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制<u>の整備を図る。</u></p> <p>また、<u>障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情</u></p>	<p>(略)</p> <p>さらに、介護保険施設、<u>障害者</u>支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 市における生活用品の備蓄 大規模災害に対応できるよう _____ _____ <u>備蓄場</u> _____ 所の分散化を図る。また、 _____ _____</p> <p>備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点 _____ _____ 等に配慮する。</p> <p>(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発 災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間、<u>(概ね3日間)、</u>食料、水、生活必需品について各々において備蓄に努めるよう啓発を行う。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置 災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ住宅関係団体と協定の締結を図る。応急仮設住宅建設予定場所は、<u>永添運動公園</u> (人工芝グラウンド：約10,000㎡) 等、状況に応じて選択するものとする。</p> <p>(6)～(7) 略</p> <p>(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制<u>を検討する。</u></p> <p>また、 _____</p>

修正後							修正前						
<u>報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を図る。</u>							<u>居住地以外</u>						
居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。							居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。						
第5 救助物資の備蓄							第5 救助物資の備蓄						
(略)							(略)						
1 略							1 略						
2 中津市の備蓄計画							2 中津市の備蓄計画						
	<u>R 元年</u>	<u>R2 年度</u>	<u>R3 年度</u>	<u>R4 年度</u>	<u>R5 年度</u>	<u>R6 年度</u>		<u>H30 年</u>	<u>R 元年</u>	<u>R2 年度</u>	<u>R3 年度</u>	<u>R4 年度</u>	<u>R5 年度</u>
	<u>度末</u>	<u>末</u>	<u>末</u>	<u>末</u>	<u>末</u>	<u>末</u>		<u>度末</u>	<u>度末</u>	<u>末</u>	<u>末</u>	<u>末</u>	<u>末</u>
主 食	<u>20,000</u>	<u>24,000</u>	<u>19,080</u>	<u>19,080</u>	<u>19,080</u>	<u>19,996</u>	主 食	<u>16,000</u>	<u>20,000</u>	<u>24,000</u>	<u>19,080</u>	<u>19,080</u>	<u>19,080</u>
副 食	<u>14,020</u>	<u>16,030</u>	<u>19,030</u>	<u>19,030</u>	<u>19,030</u>	<u>17,987</u>	副 食	<u>8,000</u>	<u>14,020</u>	<u>16,030</u>	<u>19,030</u>	<u>19,030</u>	<u>19,030</u>
飲料水	<u>13,708</u>	<u>18,316</u>	<u>22,924</u>	<u>22,924</u>	<u>22,924</u>	<u>22,690</u>	飲料水	<u>9,108</u>	<u>13,708</u>	<u>18,316</u>	<u>22,924</u>	<u>22,924</u>	<u>22,924</u>
毛 布	<u>2,343</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>	<u>2,593</u>	毛 布	<u>2,343</u>	<u>2,343</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>
簡易ト イレ	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>332</u>	<u>332</u>	<u>422</u>	簡易ト イレ	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>332</u>	<u>332</u>
簡易ト イレ ( 付 替)	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>8,850</u>	<u>8,850</u>	<u>15,450</u>	簡易ト イレ ( 付 替)	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>8,850</u>	<u>8,850</u>
3 <u>中津市の非常食用ゼリー目標備蓄量</u>													
<u>9,936食※1×1/6※2=1,656食</u>													
<u>【※1 中津市備蓄必要量】</u>													
<u>1,104※3×3食×3日=9,936食</u>													
<u>【※2備蓄分担】</u>													

修正後	修正前
<p>○自助・共助（個人・自主防災組織等） <math>1/3</math></p> <p>○公助 <math>2/3</math></p> <p>・流通備蓄 <math>2/3 \times 1/2 = 1/3</math></p> <p>・現物備蓄（県） <math>2/3 \times 1/2 \times 1/2 = 1/6</math></p> <p>・〃（市町村） <math>2/3 \times 1/2 \times 1/2 = 1/6</math></p>	
<p><b>【※3中津市の想定避難人数】</b></p> <p>中津市ホームページ「校區別世帯数及び人口集計表（R5.9.30時点）において、非常食用ゼリー提供の対象と想定される市民（0～9、80～89、90～99、100～）のうち、津波浸水想定区域に該当する校区に居住する人口6,308人に、東日本大震災での最大避難者数の人口割合のうち海岸部の割合17.5%を乗じたもの。</p>	
<p>&lt; 1年あたりの購入目標数（5カ年） &gt;</p> <p><math>1,656 \text{食} \times 1/5 \div 340 \text{個}</math></p>	

修正後	修正前
<p>第2章 地震・津波災害応急対策</p> <p>第1節 災害応急対策の基本方針等</p> <p>第1 略</p> <p>第2 市民に期待する行動</p> <p>(略)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害対応職員の家族の安否確認</p> <p>(略)</p> <p>【災害時の安全確認方法の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ <u>SNS等</u>による連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）</li> <li>・ (略)</li> </ul> <p>第3 略</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1 略</p> <p>第1 組織</p> <p>(略)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 初動体制</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 職員の非常登庁</p> <p>職員は勤務時間外または休日等において登庁の指示を受けたとき、または災害の発生あるいは災害発生のおそれがある情報をテレビ、ラジオ、<u>SNS等</u>により知ったときは、ただちに登庁するよう定めておくものとする。</p> <p>4 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害対策本部の設置・廃止及び所掌事務</p>	<p>第2章 地震・津波災害応急対策</p> <p>第1節 災害応急対策の基本方針等</p> <p>第1 略</p> <p>第2 市民に期待する行動</p> <p>(略)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害対応職員の家族の安否確認</p> <p>(略)</p> <p>【災害時の安全確認方法の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ <u>携帯メール</u>による連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）</li> <li>・ (略)</li> </ul> <p>第3 略</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1 略</p> <p>第1 組織</p> <p>(略)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 初動体制</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 職員の非常登庁</p> <p>職員は勤務時間外または休日等において登庁の指示を受けたとき、または災害の発生あるいは災害発生のおそれがある情報をテレビ、ラジオ、<u>携帯メール</u>等により知ったときは、ただちに登庁するよう定めておくものとする。</p> <p>4 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害対策本部の設置・廃止及び所掌事務</p>

修正後	修正前												
<p>ア 設置基準 = 災害対策本部等設置基準 =</p> <table border="1" data-bbox="136 256 1099 432"> <tr> <td data-bbox="136 256 383 432">災害準備体制</td> <td data-bbox="389 256 1099 432">1. 本市域内若しくは近傍の地域で震度4以上の地震が発生したとき <u>又は長周期地震動階級3以上を予想した場合</u> 2～3 略</td> </tr> </table>	災害準備体制	1. 本市域内若しくは近傍の地域で震度4以上の地震が発生したとき <u>又は長周期地震動階級3以上を予想した場合</u> 2～3 略	<p>ア 設置基準 = 災害対策本部等設置基準 =</p> <table border="1" data-bbox="1137 256 2101 432"> <tr> <td data-bbox="1137 256 1384 432">災害準備体制</td> <td data-bbox="1391 256 2101 432">1. 本市域内若しくは近傍の地域で震度4以上の地震が発生したとき _____ _____ 2～3 略</td> </tr> </table>	災害準備体制	1. 本市域内若しくは近傍の地域で震度4以上の地震が発生したとき _____ _____ 2～3 略								
災害準備体制	1. 本市域内若しくは近傍の地域で震度4以上の地震が発生したとき <u>又は長周期地震動階級3以上を予想した場合</u> 2～3 略												
災害準備体制	1. 本市域内若しくは近傍の地域で震度4以上の地震が発生したとき _____ _____ 2～3 略												
<p>(2) 災害対策本部の組織及び運営 (略) ア～イ 略 ウ 本部会議 (a)～(e) 略 (f) 構成</p>	<p>(2) 災害対策本部の組織及び運営 (略) ア～イ 略 ウ 本部会議 (a)～(e) 略 (f) 構成</p>												
<table border="1" data-bbox="136 703 1099 1007"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 703 304 743">本部長</th> <th data-bbox="311 703 479 743">副本部長</th> <th data-bbox="486 703 1099 743">本部員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 748 304 1007">市長</td> <td data-bbox="311 748 479 1007">副市長</td> <td data-bbox="486 748 1099 1007">教育長、参与、各支所長、総務部長、<u>企画市民環境部長、健康福祉部長、健康福祉部審議監、産業経済部長</u>、建設部長、市民病院事務部長、教育次長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者、防災危機管理課長、総務課長</td> </tr> </tbody> </table>	本部長	副本部長	本部員	市長	副市長	教育長、参与、各支所長、総務部長、 <u>企画市民環境部長、健康福祉部長、健康福祉部審議監、産業経済部長</u> 、建設部長、市民病院事務部長、教育次長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者、防災危機管理課長、総務課長	<table border="1" data-bbox="1137 703 2101 1007"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 703 1305 743">本部長</th> <th data-bbox="1312 703 1480 743">副本部長</th> <th data-bbox="1487 703 2101 743">本部員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 748 1305 1007">市長</td> <td data-bbox="1312 748 1480 1007">副市長</td> <td data-bbox="1487 748 2101 1007">教育長、参与、各支所長、総務部長、<u>福祉部長、生活保健部長、商工農林水産部長、企画観光部長</u>、建設部長、市民病院事務部長、教育次長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者、防災危機管理課長、総務課長</td> </tr> </tbody> </table>	本部長	副本部長	本部員	市長	副市長	教育長、参与、各支所長、総務部長、 <u>福祉部長、生活保健部長、商工農林水産部長、企画観光部長</u> 、建設部長、市民病院事務部長、教育次長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者、防災危機管理課長、総務課長
本部長	副本部長	本部員											
市長	副市長	教育長、参与、各支所長、総務部長、 <u>企画市民環境部長、健康福祉部長、健康福祉部審議監、産業経済部長</u> 、建設部長、市民病院事務部長、教育次長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者、防災危機管理課長、総務課長											
本部長	副本部長	本部員											
市長	副市長	教育長、参与、各支所長、総務部長、 <u>福祉部長、生活保健部長、商工農林水産部長、企画観光部長</u> 、建設部長、市民病院事務部長、教育次長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者、防災危機管理課長、総務課長											
<p>エ～コ 略 (3) 略 6 災害対策本部の設置前の体制 (1) 災害準備体制 災害準備体制は本市域内若しくは近傍の地域で震度4以上の地震を観測 <u>又は長周期地震動階級3以上を予想した場合</u>、<u>_____</u> 気象庁が <u>_____</u> 津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸に津波注意報を発表した場合等、<u>小規模の災害が予想される場合に少数の人員を配備して、情報の収集連絡等に当たり、必要に応じて、地域防災計画に定める非常配備体制に移行し得る体制をいう。</u></p>	<p>エ～コ 略 (3) 略 6 災害対策本部の設置前の体制 (1) 災害準備体制 災害準備体制は本市域内若しくは近傍の地域で震度4以上の地震を観測 <u>し、気象庁が発表したとき又は気象庁が、_____</u> 津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸に津波注意報を発表した場合等 <u>_____</u> 小規模の災害が予想される場合に少数の人員を配備して、情報の収集連絡等に当たり、必要に応じて、地域防災計画に定める非常配備体制に移行し得る体制をいう。</p>												

修正後	修正前
<p>ア 設置</p> <p>(a) 勤務時間中</p> <p>総務部長は、出水期において、気象業務法に基づく警報が発令されたとき、支所長、<u>産業経済部長</u>、建設部長、上下水道部長と協議し、指令する。</p> <p>また、総務部長は、災害準備体制を指令したときは、遅滞なく上司に報告するとともに、関係部長に通知するものとする。</p> <p>(b) 略</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(2) 災害警戒本部</p> <p>(略)</p> <p>ア 設置</p> <p>総務部長は、災害準備体制では、対応できないと判断したときは、支所長、<u>産業経済部長</u>、建設部長、上下水道部長と協議し、災害警戒本部を設置する。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 災害対策会議</p> <p>ア 略</p> <p>イ 災害対策会議は、副市長、教育長、参与、各支所長、総務部長、<u>企画市民環境部長</u>、<u>健康福祉部長</u>、<u>健康福祉部審議監</u>、<u>産業経済部長</u>、建設部長、市民病院事務部長、教育次長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者、防災危機管理課長、総務課長によって構成し、副市長が議長をつとめる。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 通信連絡手段の確保（防災危機管理課、<u>情報デジタル推進課</u>、消防本部）</p> <p>(略)</p>	<p>ア 設置</p> <p>(a) 勤務時間中</p> <p>総務部長は、出水期において、気象業務法に基づく警報が発令されたとき、支所長、<u>商工農林水産部長</u>、建設部長、上下水道部長と協議し、指令する。</p> <p>また、総務部長は、災害準備体制を指令したときは、遅滞なく上司に報告するとともに、関係部長に通知するものとする。</p> <p>(b) 略</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(2) 災害警戒本部</p> <p>(略)</p> <p>ア 設置</p> <p>総務部長は、災害準備体制では、対応できないと判断したときは、支所長、<u>商工農林水産部長</u>、建設部長、上下水道部長と協議し、災害警戒本部を設置する。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 災害対策会議</p> <p>ア 略</p> <p>イ 災害対策会議は、副市長、教育長、参与、各支所長、総務部長、<u>福祉部長</u>、<u>生活保健部長</u>、<u>商工農林水産部長</u>、<u>企画観光部長</u>、建設部長、市民病院事務部長、教育次長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者、防災危機管理課長、総務課長によって構成し、副市長が議長をつとめる。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 通信連絡手段の確保（防災危機管理課、<u>情報推進課</u>、消防本部）</p> <p>(略)</p>

修正後	修正前																				
<p>1 通信連絡手段一覧 (略) (1) 有線<u>伝達手段</u> (略) (2) 無線<u>伝達手段</u> (3) ～ (7) (8) その他_____ (市防災ポータルサイト、<u>ホームページ</u>、<u>SNS等</u>)</p>	<p>1 通信連絡手段一覧 (略) (1) 有線<u>電話</u> (略) (2) 無線<u>電話</u> (3) ～ (7) (8) その他<u>インターネット</u> (市防災ポータルサイト、<u>ホームページ</u>、<u>ツイッター等のSNS</u>)</p>																				
<p>※<u>SNS：ソーシャル・ネットワーク・サービス（インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス）</u></p>																					
<p>2～5 略 第4 気象庁が発表する地震・津波情報の収集・及び関係機関への伝達 (略) 1 基本方針（地震） (略) (1) 地震・津波に関する情報の概要 (略) ①略 ②用語解説</p>	<p>2～5 略 第4 気象庁が発表する地震・津波情報の収集・及び関係機関への伝達 (略) 1 基本方針（地震） (略) (1) 地震・津波に関する情報の概要 (略) ①略 ②用語解説</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報の種類</th> <th>解 説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地震情報</td> <td>震源に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>長周期地震動階級に関する情報</u></td> <td><u>固有周期が 1～2 秒から 7～8 秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から 4つの段階に区分した揺れの大きさの指標。</u></td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類		解 説	地震情報	震源に関する情報	(略)	震源・震度に関する情報	(略)	<u>長周期地震動階級に関する情報</u>	<u>固有周期が 1～2 秒から 7～8 秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から 4つの段階に区分した揺れの大きさの指標。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報の種類</th> <th>解 説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地震情報</td> <td>震源に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類		解 説	地震情報	震源に関する情報	(略)	震源・震度に関する情報	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
情報の種類		解 説																			
地震情報	震源に関する情報	(略)																			
	震源・震度に関する情報	(略)																			
	<u>長周期地震動階級に関する情報</u>	<u>固有周期が 1～2 秒から 7～8 秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から 4つの段階に区分した揺れの大きさの指標。</u>																			
情報の種類		解 説																			
地震情報	震源に関する情報	(略)																			
	震源・震度に関する情報	(略)																			
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																			
<p>(略) (2) 略 2～1 2 略</p>	<p>(略) (2) 略 2～1 2 略</p>																				

修正後				修正前			
第5 略				第5 略			
第6 災害救助法の適用及び運用				第6 災害救助法の適用及び運用			
1 略				1 略			
2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間				2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間			
○応急救助の実施基準				○応急救助の実施基準			
救助の種類	対象	期間	備考	救助の種類	対象	期間	備考
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から <u>3</u> ヶ月以内	<u>国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内</u>	災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から <u>1</u> ヶ月以内	
(略)				(略)			
3 略				3 略			
4 応急救助の実施及び費用				4 応急救助の実施及び費用			
(略)				(略)			
(1) 救助を実施するときの協議				(1) 救助を実施するときの協議			
災害対策本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとするときは、救助の内容等について本部会議で <u>健康福祉対策部</u> と協議するとともに、密接な連携をもって円滑な実施に努めるものとする。				災害対策本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとするときは、救助の内容等について本部会議で <u>福祉保健対策部</u> と協議するとともに、密接な連携をもって円滑な実施に努めるものとする。			
第7～9 略				第7～9 略			
第10 他機関に対する応援要請				第10 他機関に対する応援要請			
1 災害応急対策の実施のため他関係機関等に対し必要な協力を得るため、				1 災害応急対策の実施のため他関係機関等に対し必要な協力を得るため、			

修正後	修正前
<p>市が締結している応援協定は以下のとおりである。</p> <p>市は、必要があると認めるときは、これらの応援協定に従い応援を要請するものとする。</p> <p>(1)～(28) 略</p> <p><u>(29) 中津市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定</u></p> <p><u>(30) 災害支援等に関する協定書</u></p> <p>2～5 略</p> <p>第11 略</p> <p>第12 ボランティアとの連携（福祉政策課） （略）</p> <p>1～2 略</p> <p>3 ボランティアの受け入れ</p> <p>市は、大規模な災害が発生した場合、その他必要と認めるときは、<u>中津市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定に基づき</u>、ボランティアセンター機能を持つ市社会福祉協議会と協議連携し、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア受入態勢を確立する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>（略）</p> <p>4～6 略</p> <p>第13～14 略</p> <p>第15 交通確保輸送対策（建設政策課、建設土木課）</p> <p>1～9 略</p> <p>10 陸上輸送体制</p>	<p>市が締結している応援協定は以下のとおりである。</p> <p>市は、必要があると認めるときは、これらの応援協定に従い応援を要請するものとする。</p> <p>(1)～(28) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2～5 略</p> <p>第11 略</p> <p>第12 ボランティアとの連携（福祉政策課） （略）</p> <p>1～2 略</p> <p>3 ボランティアの受け入れ</p> <p>市市は、大規模な災害が発生した場合、その他必要と認めるときは、<u>_____</u> ボランティアセンター機能を持つ市社会福祉協議会と協議連携し、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア受入態勢を確立する。</p> <p><u>【災害ボランティアセンター設置時の協議内容】</u></p> <p><u>①災害ボランティアセンターの設置場所</u></p> <p><u>②災害ボランティアセンターの組織形態</u></p> <p><u>③災害ボランティアセンターの運営</u></p> <p><u>④その他</u></p> <p>（略）</p> <p>4～6 略</p> <p>第13～14 略</p> <p>第15 交通確保輸送対策（建設政策課、建設土木課）</p> <p>1～9 略</p> <p>10 陸上輸送体制</p>

修正後	修正前
<p>(1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保 ア～エ 略 オ 緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付 (ア) 略 <u>(イ) 知事又は公安委員会は、災害対策基本法施行令に基づく緊急通行車両の確認を事前に行うことができる。</u> <u>(ウ) 緊急通行車両の確認を実施する場合、既に災害対策基本法施行令に規定された届出済証の交付を受けている</u>車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。 <u>(エ) 緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第3の標章及び第4の緊急通行車両確認証明書を交付する。</u> <u>(削除)</u></p>	<p>(1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保 ア～エ 略 オ 緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付 (ア) 略 <u>(新設)</u> <u>(イ) 緊急通行車両の確認を実施する場合、届出済証の交付を受けている</u>車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。 <u>(ウ) 緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第3の標章及び第4の緊急通行車両確認証明書を交付する。</u> <u>(エ) 確認を行う車両は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が災害応急対策を実施するために必要な車両とする（自己保有、他者保有を問わない。）。</u></p>
<p>(2)～(3) 略 第16 略 第3節 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第1 略 第2 地震・津波に関する避難の指示及び誘導 1～5 略 6 津波に関する避難の指示及び誘導 (1) 沿岸の住民等への避難の指示等の実施 市は、<u>津波災害に対する住民の警戒避難体制として</u>、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市長自らの判断で、沿岸の住民及び海浜にある者に対して、ただちに海浜から退避し、すみやかに定められた避難施設等の安全な場所へ避難するよう指示するものとする。 7 略 第3～6 略</p>	<p>(2)～(3) 略 第16 略 第3節 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第1 略 第2 地震・津波に関する避難の指示及び誘導 1～5 略 6 津波に関する避難の指示及び誘導 (1) 沿岸の住民等への避難の指示等の実施 市は、<u>津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市長自らの判断で、沿岸の住民及び海浜にある者に対して、ただちに海浜から退避し、すみやかに定められた避難施設等の安全な場所へ避難するよう指示するものとする。</u> 7 略 第3～6 略</p>

修正後	修正前
<p>第7 二次災害の防止活動  (排水対策課、<u>企業立地・雇用対策課</u>、まちづくり推進課、建設政策課、建設土木課、施設整備課、建築指導課)  1 市における二次災害防止活動  (略)  (1)～(8) 略  <u>(9) 中津市災害危険予想地域</u></p>	<p>第7 二次災害の防止活動  (排水対策課、<u>企業誘致・港湾課</u>、まちづくり推進課、建設政策課、建設土木課、施設整備課、建築指導課)  1 市における二次災害防止活動  (略)  (1)～(8) 略  <u>(新設)</u></p>
<p><u>別冊中津市地域防災計画資料編のとおりである。</u></p>	
<p>第4節 被災者の保護・救護のための活動</p>	<p>第4節 被災者の保護・救護のための活動</p>
<p>第1～4 略</p>	<p>第1～4 略</p>
<p>第5 被服寝具その他生活必需品給与  (防災危機管理課、福祉政策課)  (略)</p>	<p>第5 被服寝具その他生活必需品給与  (防災危機管理課、福祉政策課)  (略)</p>
<p>1～2 略</p>	<p>1～2 略</p>
<p>3 災害救助法が適用された場合の措置  (1) 実施体制  ア 災害救助法が適用された場合、地区災害対策本部は市町村と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、福祉保健部 <u>福祉保健企画課地域福祉班</u> に情報提供する。</p>	<p>3 災害救助法が適用された場合の措置  (1) 実施体制  ア 災害救助法が適用された場合、地区災害対策本部は市町村と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、福祉保健部 <u>地域福祉推進室</u> に情報提供する。</p>
<p>イ 福祉保健部 <u>福祉保健企画課地域福祉班</u> は、2 (2) に基づく給与又は貸与を実施する。</p>	<p>イ <u>福祉保健部地域福祉推進室</u> は、2 (2) に基づく給与又は貸与を実施する。</p>
<p>第6～8 略</p>	<p>第6～8 略</p>
<p>第9 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋火葬</p>	<p>第9 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋火葬</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>1 遺体の搜索・収容</p>	<p>1 遺体の搜索・収容</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(1)～(5) 略</p>	<p>(1)～(5) 略</p>
<p>(6) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表</p>	<p>(6) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表</p>
<p>市は、県や防災関係機関と緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効</p>	<p>市は、県や防災関係機関と緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効</p>

修正後	修正前
<p>率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（<u>令和5年8月29日伺定</u>）」に基づいて行うものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>第10 住宅の供給確保 （防災危機管理課、税務課、福祉政策課、耕地課、建設政策課、施設整備課、建築指導課） （略）</p> <p>1 略</p> <p>2 応急仮設住宅 （1）～（4） 略 （5）設置場所 <u>ディアクト（D-ACT）スポーツパーク永添</u>（人工芝グラウンド：約10,000㎡）等、原則として市有地とする。ただし、これにより難しいときは、適当な公有地・私有地とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>第11 略</p> <p>第12 社会秩序の維持・物価の安定等 （市民安全課、<u>商業・ブランド推進課、企業立地・雇用対策課</u>） （略）</p> <p>第13 略</p> <p>第14 被災動物対策 （環境政策課、<u>農政課</u>）</p> <p>第5節 略</p>	<p>率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（<u>令和4年3月31日伺定</u>）」に基づいて行うものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>第10 住宅の供給確保 （防災危機管理課、税務課、福祉政策課、耕地課、建設政策課、施設整備課、建築指導課） （略）</p> <p>1 略</p> <p>2 応急仮設住宅 （1）～（4） 略 （5）設置場所 <u>永添運動公園</u>（人工芝グラウンド：約10,000㎡）等、原則として市有地とする。ただし、これにより難しいときは、適当な公有地・私有地とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>第11 略</p> <p>第12 社会秩序の維持・物価の安定等 （市民安全課、<u>商工・雇用政策課</u>） （略）</p> <p>第13 略</p> <p>第14 被災動物対策 （環境政策課、<u>農政振興課</u>）</p> <p>第5節 略</p>

修正後	修正前
<p>第3章 災害復旧・復興  第1～2節 略  第3節 公共土木施設等の災害復旧  （排水対策課・耕地課・<b>農政課</b>・林業水産課・建設政策課・建設土木課・施設整備課・建築指導課）  （略）  1～5 略</p> <p>第4節 被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援  第1 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立  （総務課、秘書広報課、<b>情報デジタル推進課</b>、会計課）  1～2 略  3 災害義<b>援</b>金の配分  （1）配分組織の確立  災害義<b>援</b>金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて義<b>援</b>金配分委員会を設立する。  ア 配分委員会の組織  ・委員長は副市長をもって充てる。  ・委員は、総務部長、<b>健康福祉部長</b>、<b>産業経済部長</b>、会計管理者をもって充てる。  ・監事は、監査委員事務局長をもって充て、義<b>援</b>金に関する会計を監査する。  （略）  イ 略  （2） 略</p> <p>第5節 被災者支援に関する各種制度の概要  第1 経済・生活面の支援</p>	<p>第3章 災害復旧・復興  第1～2節 略  第3節 公共土木施設等の災害復旧  （排水対策課・耕地課・<b>農政振興課</b>・林業水産課・建設政策課・建設土木課・施設整備課・建築指導課）  （略）  1～5 略</p> <p>第4節 被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援  第1 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立  （総務課、秘書広報課、<b>情報推進課</b>、会計課）  1～2 略  3 災害義<b>えん</b>金の配分  （1）配分組織の確立  災害義<b>えん</b>金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて義<b>えん</b>金配分委員会を設立する。  ア 配分委員会の組織  ・委員長は副市長をもって充てる。  ・委員は、総務部長、<b>福祉部長</b>、<b>生活保健部長</b>、会計管理者をもって充てる。  ・監事は、監査委員事務局長をもって充て、義<b>えん</b>金に関する会計を監査する。  （略）  イ 略  （2） 略</p> <p>第5節 被災者支援に関する各種制度の概要  第1 経済・生活面の支援</p>

修正後	修正前																
<p>1～3 略</p> <p>4 生活福祉資金制度による貸付</p> <table border="1" data-bbox="136 256 1099 528"> <tr> <td>(1) 略</td> </tr> <tr> <td>(2) 対象者</td> </tr> <tr> <td>①低所得世帯、障がい者のいる世帯、介護を要する65歳以上の高齢者いる世帯</td> </tr> <tr> <td>②略</td> </tr> <tr> <td>(3) 略</td> </tr> </table>	(1) 略	(2) 対象者	①低所得世帯、障がい者のいる世帯、介護を要する65歳以上の高齢者いる世帯	②略	(3) 略	<p>1～3 略</p> <p>4 生活福祉資金制度による貸付</p> <table border="1" data-bbox="1137 256 2101 528"> <tr> <td>(1) 略</td> </tr> <tr> <td>(2) 対象者</td> </tr> <tr> <td>①低所得世帯、障害者のいる世帯、介護を要する65歳以上の高齢者いる世帯</td> </tr> <tr> <td>②略</td> </tr> <tr> <td>(3) 略</td> </tr> </table>	(1) 略	(2) 対象者	①低所得世帯、障害者のいる世帯、介護を要する65歳以上の高齢者いる世帯	②略	(3) 略						
(1) 略																	
(2) 対象者																	
①低所得世帯、障がい者のいる世帯、介護を要する65歳以上の高齢者いる世帯																	
②略																	
(3) 略																	
(1) 略																	
(2) 対象者																	
①低所得世帯、障害者のいる世帯、介護を要する65歳以上の高齢者いる世帯																	
②略																	
(3) 略																	
<p>5～22 略</p> <p>23 生活保護</p> <table border="1" data-bbox="136 624 1099 775"> <tr> <td>(1)～(2) 略</td> </tr> <tr> <td>(3) 対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも最低限度の生活が営めない方</td> </tr> <tr> <td>(4) 問合せ先：福祉支援課</td> </tr> </table>	(1)～(2) 略	(3) 対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも最低限度の生活が営めない方	(4) 問合せ先：福祉支援課	<p>5～22 略</p> <p>23 生活保護</p> <table border="1" data-bbox="1137 624 2101 775"> <tr> <td>(1)～(2) 略</td> </tr> <tr> <td>(3) 対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも最低生活が営めない方</td> </tr> <tr> <td>(4) 問合せ先：福祉政策課</td> </tr> </table>	(1)～(2) 略	(3) 対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも最低生活が営めない方	(4) 問合せ先：福祉政策課										
(1)～(2) 略																	
(3) 対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも最低限度の生活が営めない方																	
(4) 問合せ先：福祉支援課																	
(1)～(2) 略																	
(3) 対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも最低生活が営めない方																	
(4) 問合せ先：福祉政策課																	
<p>24～26 略</p>	<p>24～26 略</p>																
<p>第2 住まいの確保・再建のための支援</p>	<p>第2 住まいの確保・再建のための支援</p>																
<p>1～10 略</p>	<p>1～10 略</p>																
<p>1.1 住宅の応急修理（災害救助法）</p>	<p>1.1 住宅の応急修理（災害救助法）</p>																
<table border="1"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>1 略 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施（費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内）。（削除）</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	支援の種類	(略)	支援の内容	1 略 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施（費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内）。（削除）	対象者	(略)	問合せ先	(略)	<table border="1"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>1 略 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。 3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円（令和元年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	支援の種類	(略)	支援の内容	1 略 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。 3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円（令和元年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。	対象者	(略)	問合せ先	(略)
支援の種類	(略)																
支援の内容	1 略 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施（費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内）。（削除）																
対象者	(略)																
問合せ先	(略)																
支援の種類	(略)																
支援の内容	1 略 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。 3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円（令和元年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。																
対象者	(略)																
問合せ先	(略)																
<p>1.2 略</p>	<p>1.2 略</p>																
<p>1.3 障害物の除去（災害救助法）</p>	<p>1.3 障害物の除去（災害救助法）</p>																

修正後				修正前			
支援の種類	(略)			支援の種類	(略)		
支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの（費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内）。 2 略 <u>(削除)</u>			支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。 2 略 <u>3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり137,900円（令和元年度基準）。除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費等の一切の経費が含まれる。</u>		
対象者	(略)			対象者	(略)		
問合先	(略)			問合先	(略)		
1.4 宅地防災工事資金融資				1.4 宅地防災工事資金融資			
(1) 支援の種類：融資 ①災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> 、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。 ②略 (2) 対象者 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> 、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方 (3) 略				(1) 支援の種類：融資 ①災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、 <u>宅地造成等規制法</u> 、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。 ②略 (2) 対象者 <u>宅地造成等規制法</u> 、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方 (3) 略			
1.5 略				1.5 略			
第3 農林漁業・中小企業・自営業への支援				第3 農林漁業・中小企業・自営業への支援			
1 天災融資制度（国が実施する災害資金）				1 天災融資制度（国が実施する災害資金）			
(1) 略				(1) 略			
(2) 被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常为天災資金より貸付条件が緩和される。				(2) 被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常为天災資金より貸付条件が緩和される。			
●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律				●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律			
項目	①又は②のうちどちらか低い金額			項目	①又は②のうちどちらか低い金額		
	①損失額の%	②万円			①損失額の%	②万円	
		個人	法人			個人	法人
被害組合	80	単	協 <u>2,500</u>	被害組合	80	単	協 <u>5,000</u>

修正後				修正前			
		連合会 <u>5,000</u>				連合会 <u>7,500</u>	
① 略 (3)～(4) 略 2 農林漁業者に対する資金貸付 <u>(常時対応可能)</u>				① 略 (3)～(4) 略 2 農林漁業者に対する資金貸付 _____			
支援の種類	融資			支援の種類	融資		
支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。			●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。			
	1 株式会社日本政策金融公庫			1 株式会社日本政策金融公庫			
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間	資金名	資金の使い途	貸付限度額
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	<u>一般：600万円</u> <u>特認：年間経営費の1/1.2又は年間粗収益の6/1.2のいずれか低い額</u>	<u>10年以内(うち3年以内の据置可能)</u>	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	<u>農林漁業セーフティネット資金実施要綱第2の5に規定する額</u>	<u>農林漁業セーフティネット資金実施要綱第2の3に規定する期間</u>
農林漁業施設資金	<u>災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資</u>	<u>一般：負担額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低い額</u> <u>特認：負担額の80%又は1施設当たり600万円のいずれか低い額</u> <u>漁船：</u>	<u>15年以内(うち3年以内の据置可能)</u>	農林漁業施設資金	<u>災害により被災した農林漁業施設の取得・復旧等のための資金を融資</u>	<u>(株)日本政策金融公庫等の規定による限度額</u>	<u>(株)日本政策金融公庫等の規定による償還期間</u>

修正後					修正前				
			<u>・総トン数20トン未満の漁船：負担額の80%又は1隻当たり1千万円のいずれか低い額</u> <u>・総トン数20トン以上の漁船：負担額の80%又は1隻当たり4.5億円～11億円のいずれか低い額</u>						
農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資	負担額の100%	25年以内(うち10年以内の据置可能)		農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資	負担額の100%	25年以内(うち10年以内の据置可能)	
農業経営基盤強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	<u>個人3億円(特認6億円)、法人10億円</u>	25年以内(うち10年以内の据置可能)		農業経営基盤強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	<u>個人3億円(特認6億円)、法人10億円(特認20億円)</u> <u>【一定の場合30億円】</u>	25年以内(うち10年以内の据置可能)	
経営体育成強化資金	<u>災害により被害を受けた農林漁業</u>	<u>①負担額の80%</u> <u>②個人1.5</u>	25年以内(うち3年以内の据置可能)		経営体育成強化資金	<u>農地、牧野、農業用施設、農機具</u>	<u>個人1.5億円、法人5億円</u>	25年以内(うち3年以内の据置可能)	

修正後				修正前			
		<u>経営の再建に必要な資金を融資</u>	<u>億円、法人5億円</u>			<u>等の取得等のための資金や既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資</u>	
林業基盤整備資金	森林、林道等の復旧のための資金を融資	①復旧造林：負担額の80%（計画森林は負担額の90%） ②樹苗養成施設：負担額の80% ③林道：負担額の80%	①復旧造林：30年以内（うち20年以内の据置可能）※別途特認要件あり ②樹苗養成施設：15年以内（うち5年以内の据置可能） ③林道：20年以内（うち3年以内の据置可能）※別途特認要件あり	林業基盤整備資金	森林、林道等の復旧のための資金を融資	①復旧造林：負担額の80%（計画森林は負担額の90%） ②樹苗養成施設：負担額の80% ③林道：負担額の80%	①復旧造林：30年以内（うち20年以内の据置可能）※別途特認要件あり ②樹苗養成施設：15年以内（うち5年以内の据置可能） ③林道：20年以内（うち3年以内の据置可能）※別途特認要件あり
漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資	負担額の80%	20年以内（うち3年以内の据置可能）	漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資	負担額の80%	20年以内（うち3年以内の据置可能）
2 農協・漁協等				2 農協・漁協等			
資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
農業近代化資金	災害により被災した農	①個人1,800万円	15年以内（うち7年以内の	農業近代化資金	災害により被災した農	①個人1,800万円	15年以内（うち7年以内の

修正後				修正前					
		業施設等の復旧のための資金を融資（ <u>認定農業者、集落営農組織のみ</u> ）	②法人2億円	据置可能)			業施設等の復旧のための資金を融資	②法人2億円	据置可能)
	農業経営負担軽減支援資金	既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	営農負債の残高	<u>15年以内</u> （うち3年以内の措置可能）		農業経営負担軽減支援資金	既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	営農負債の残高	<u>10年以内</u> （うち3年以内の措置可能） <u>特認15年以内（うち3年以内の措置可能）</u>
	漁業近代化資金	災害により被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資	1,800万円～3.6億円	15年以内（うち3年以内の措置可能）		漁業近代化資金	災害により被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資	1,800万円～3.6億円	15年以内（うち3年以内の措置可能）
●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合せ先まで。				●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合せ先まで。					
対象者	農林漁業者			対象者	農林漁業者				
問合せ先	株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等			問合せ先	株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等				

3～8 略

9 職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付
支援の内容	1～2 略 3 訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等1年）以内。短期の職場適応訓練については、

3～8 略

9 職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付
支援の内容	1～2 略 3 訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等1年）以内。短期の職場適応訓練については、

修正後		修正前	
	2週間（重度の障がい者に係る訓練4週間）以内。		2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内。
対象者	略	対象者	略
問合せ先	略	問合せ先	略
<p>第6節 激甚災害の指定  （耕地課、<u>農政課</u>、林業水産課、<u>商業・ブランド推進課</u>、<u>企業立地・雇用対策課</u>、建設政策課、建設土木課、施設整備課、教育委員会）  （略）</p>		<p>第6節 激甚災害の指定  （耕地課、<u>農政振興課</u>、林業水産課、<u>商工・雇用政策課</u>、建設政策課、建設土木課、施設整備課、教育委員会）  （略）</p>	

修正後	修正前
<p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1～3節 略</p> <p>第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第1～4 略</p> <p>第5 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応 1～4 略</p> <p>5 放送 (1) 略 (2) 放送事業者は、県、市町村及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報など、防災関係機関、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。その際、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用を努めるものとする。</p> <p>第6～7 略</p> <p>第5～8節 略</p>	<p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1～3節 略</p> <p>第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第1～4 略</p> <p>第5 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応 1～4 略</p> <p>5 放送 (1) 略 (2) 放送事業者は、県、市町村及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報など、防災関係機関、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用を努めるものとする。</p> <p>第6～7 略</p> <p>第5～8節 略</p>